

【表紙】

| | |
|-------------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年6月28日 |
| 【会社名】 | 株式会社フライトシステムコンサルティング |
| 【英訳名】 | FLIGHT SYSTEM CONSULTING Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 片山 圭一郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都渋谷区恵比寿4 - 6 - 1 |
| 【電話番号】 | 03-3440-6100 |
| 【事務連絡者氏名】 | 代表取締役副社長 松本 隆男 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都渋谷区恵比寿4 - 6 - 1 |
| 【電話番号】 | 03-3440-6100 |
| 【事務連絡者氏名】 | 代表取締役副社長 松本 隆男 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1 【提出理由】

平成25年6月26日開催の当社第26回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 吸収分割契約承認の件

平成25年10月1日を効力発生日として、当社を吸収分割会社とし、当社の完全子会社である株式会社フライト分割準備会社を吸収分割承継会社として、当社事業を分割準備会社に承継させる吸収分割を行う。

第2号議案 定款一部変更の件

平成25年6月26日をもって、事業目的を追加、発行可能株式総数を330,000株とし、取締役の任期を1年に短縮する。

平成25年10月1日をもって、持株会社制へと経営組織を変更することに伴い、商号及び目的を変更し、また、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、株式分割、単元株制度の採用及び発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させる。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、片山圭一郎、松本隆男、和田克明、青木孝雄、小峰裕、千葉健太郎及び白川桂子の7氏を選任する。

第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、仁智監査法人を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) | |
|---------------------|------------|------------|------------|------|----------------|-------|
| 第1号議案 吸収分割契約承認の件 | 74,815 | 263 | - | (注)1 | 可決 | 99.53 |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | 74,980 | 98 | - | (注)1 | 可決 | 99.75 |
| 第3号議案 取締役7名選任の件 | | | | | | |
| 片山 圭一郎 | 74,945 | 133 | - | (注)2 | 可決 | 99.70 |
| 松本 隆男 | 74,950 | 128 | - | | 可決 | 99.71 |
| 和田 克明 | 74,950 | 128 | - | | 可決 | 99.71 |
| 青木 孝雄 | 74,950 | 128 | - | | 可決 | 99.71 |
| 小峰 裕 | 74,950 | 128 | - | | 可決 | 99.71 |
| 千葉 健太郎 | 74,948 | 130 | - | | 可決 | 99.71 |
| 白川 桂子 | 74,947 | 131 | - | | 可決 | 99.71 |
| 第4号議案 会計監査人選任の件 | 74,978 | 100 | - | (注)3 | 可決 | 99.75 |

(注)1 議決権を行使することのできる株主の議決権数の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2 議決権行使をすることができる株主の議決権数の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権行使分の集計により各議案が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算しておりません。